

利益相反管理規程の概要

沖縄海邦銀行（以下「当行」といいます。）は、当行または当行関連子会社とお客様の間、ならびに、当行または当行関連子会社のお客様相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等及び利益相反管理規程に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適正に業務を遂行いたします。

1．利益相反管理の対象となる取引（対象取引と特定方法）

「利益相反」とは、当行または当行関連子会社とお客様との間、ならびに、当行または当行関連子会社のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

利益相反は、金融取引においては日常的に生じるものですが、当行では、利益相反管理の対象となる取引（以下「対象取引」といいます）として、次に該当する取引を管理いたします。

お客様の不利益のもと、当行または当行関連子会社あるいは他のお客様が不当な利益を得ている状況が存在すること

の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

当行では、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部署から独立した利益相反管理部署により、適切な特定を行います。

2．利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

	お客様と当行	お客様と当行の他のお客様
利害対立型	お客様と当行または当行関連子会社の利害が対立する取引	お客様と当行または当行関連子会社の他のお客様との利害が対立する取引
競合取引型	お客様と当行または当行関連子会社が同一の対象に対して競合する取引	お客様と当行または当行関連子会社の他のお客様とが競合する取引
情報利用型	当行または当行関連子会社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当行が利益を得る取引	当行または当行関連子会社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当行または当行関連子会社の他のお客様が利益を得る取引

3．利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当行に利益相反管理統括部署を設置し、当行および当行関連子会社全体の情報を含めて集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行います。対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、社内において周知・徹底いたします。

利益相反取引等に関する関連子会社との間、または、当該利益相反取引等に関する複数の業務部門間における情報共有の制限

利益相反取引等の中止

利益相反取引等の内容・条件等の変更

お客様に対し、お取引に伴う利益相反のおそれがあることについての説明

その他、利益相反取引等におけるお客様の保護を適正に確保するための方法

4．利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当行および以下に掲げる関連子会社です。

かいぎんビジネスサービス株式会社

かいぎんシステム株式会社

かいぎんカード株式会社

株式会社海邦総研

以上につき、ご不明な点が御座いましたら、お客様サービス担当(0120-461-354)までご連絡ください。